様式第18号（第20条関係）

|  |
| --- |
| 景　観　重　要　建　造　物  この建造物は、景観法により指定された景観重要建造物です。貴重な財産を市民みんなで大切に守りましょう。  指定年月日　　　　年　　月　　日  指定番号　　　　　第　　　　号  建築物名  特徴  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市 |

標識の規格：縦25センチメートル以上

横45センチメートル以上

（備考　標識の寸法は、設置場所の状況等により支障がある場合にあっては、この限りでない。）